

標 題：

IMO で採択された条約の発効・施行予定

NKテクニカル インフォメーション

No. : No: 328

Date : Date:平成 11 年 9 月 13 日

関係船主・造船所各位

拝啓、貴社ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

IMO で採択された条約の改正条文の発効・施行予定を添付のとおり時系列にまとめましたので御参考としてお知らせ致します。

なお、改正規則の発効日と具体的適用開始日及び適用終了期限が異なる場合にはそれぞれ再掲されています。

VOID

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてばと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。
疑問についてはいつでもご相談下さい。

近々発効予定の条約、強制コード等及び適用期限

発効予定日、適用期限、適用期	条約/コード	発効期間 (Date of Application)	新設改正内容等概要
2000年2月3日	SOLAS 88 Protocol	Protocol of 1988 relating to the International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974 (1988. 11. 1)	検査と証書の調和システムの導入 (各条約証書が5年毎にrenewalされ、また、毎年anniversary dateに検査が実施される) (適用対象：全船) NKテクニカルインフォメーションNo. 321参照
	LL 88 Protocol	(正式名称) Protocol of 1988 relating to the International Convention on Load Lines, 1966 (1988. 11. 11)	
	MARPOL 73/78	MEPC. 29 (1990. 3. 16) MEPC. 39 (29)	
	IGC Code	MSC 58 (1990. 5. 24) MSC. 17 (58)	
	IBC Code	MSC 58 (1990. 5. 24) MSC. 16 (58) MEPC. 40 (29)	
	BCH Code	MEPC 29 (1990. 3. 16) MEPC. 41 (29)	
2000年7月1日	SOLAS 1974	SOLAS Conference (95 Conference) (1995. 11. 29) Roro	III 章 (適用開始) (適用対象：現存 Roro 客船) 次の規則について、現存 Roro 客船への適及適用の期限を 2000 年 7 月 1 日以降の最初の periodical survey としている。 第 24-1 規則 Boarding ramp, self-righting liferaft, fast rescue boat, 海中からの生存者回収手段 (83 現存船については Marine evacuation system, liferaft の float free arrangement も) NK テクニカルインフォメーション No. 321 参照
2001年1月1日	SOLAS 1974	MSC 71 (1999. 5. 27) (MSC. 88 (71))	SOLAS VII 章の改正 (発効、適用開始) (適用対象：Irradiated Nuclear Fuel を運送する船舶) INF Code を強制化するための SOLAS VII 章の改正

発効日 (Effective Date)	条約コード (Convention No.)	国際機関 (IMO) (Convention No.)	改正内容 (Amendment)
2001年1月1日	MARPOL 73/78	MEPC 43 (June/July 1999) (MEPC. 78(43))	MARPOL Annex I 及び Annex II の改正、発効) Annex I 13F(1) 規則 single hull のプロダクトタンカーの double hull 化が要求されるサイズの下限は 30,000dwt であったが、重油・潤滑油を運送するものについては 20,000dwt に引き下げられた。(ただし実際の実施は 2003 年 1 月 1 日から) Annex II 16 規則 (Annex I 26 規則) 非常対応計画(emergency contingency plan)の作成義務が Annex II の対象となる物質にも適用されることになった。 IOPP 証書 supplement の改正 (これ以降の証書書き換えにあわせて新様式とする)
2002年7月1日	SOLAS 1974	SOLAS Conference (1994 Conference)	第 IX 船舶安全運航管理の新設 (適用期限) (全船) 船舶の安全運行確保及び海洋汚染防止の観点から定められた International Safety Management Code (ISM Code) (A. 741(18)) の適用が新設された SOLAS IX 章により強制化され、船舶管理会社及び船舶に対して、次のとおり適用される。実施の為にガイトラインが A. 788(19) として IMO 第 19 回総会にて採択されている。 1998 年 7 月 1 日迄に適合 高速旅客船を含む旅客船、500 トン以上の油タンカー、ケミカルタンカー、ガス タンカー、高速貨物船 2002 年 7 月 1 日迄に適合 総トン数 500 トン以上の上記以外の船舶及び移動式海底資源掘削ユニット II-1/8-3 規則 旅客船の損傷時復元性要求の強化 (適用開始) (新造客船) NK テクニカルインフォメーション No. 245 参照
2003年1月1日	STCW Code	MSC 70(1998 年) (MSC. 78(70))	第 II-1 章 (改正条約発効、適用開始) (II-1 章：新造船、IV, VII & VII 章：新造及び現存船) NK テクニカルインフォメーション No. 283 参照
2003年1月1日	MARPOL 73/78	MEPC 43 (June/July 1999) (MEPC. 78(43))	(船員の訓練要件) Cargo handling に関する要求事項を示した table の変更 (差し替え) MARPOL Annex I (適用開始) Annex I 13F(1) 規則 single hull のプロダクトタンカーの double hull 化が要求されるサイズの下限は 30,000dwt であったが、重油・潤滑油を運送するものについては 20,000dwt に引き下げられた。
2003年6月30日	SOLAS 1974	MSC 63(1994 年) (MSC. 31(63))	II-2/15 燃料油、潤滑油及びその他可燃性油に関する措置の改正 (適用期限) (全船) NK テクニカルインフォメーション No. 228 参照